

## バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

大樹町長 様

申告者（納税義務者）住所 \_\_\_\_\_

申告者（納税義務者）氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

大樹町税条例附則第10条の3第7項の規定により下記のとおり申告します。

家 屋 の 明 細						
所在地	大樹町					
所有者				家屋番号		
種類		構造		床面積	1棟 m <sup>2</sup>	居住部分 m <sup>2</sup> 1/2以上であること。
建築年月日	年	月	日	登記受付日	年	月 日
改修完了日	年	月	日	居住者の状況	氏 名	
バリアフリー改修に要した費用及び居宅介護・介護予防住宅改修費	①総額 円			①65歳以上の者		
	②補助金等 円			②要介護認定等を受けている者		
差引差額	①-② 円 (50万円を超えるものが対象)			③障がい者		
改修工事が完了した日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由						

上記の申告に伴い、関係人の介護保険及び障害者に関する情報を関係部局から提供してもらうことに同意します。

本人氏名 \_\_\_\_\_

## 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

住宅のバリアフリー改修により固定資産税が減額されます。

既存住宅をバリアフリー改修工事した場合、次の要件に該当しますと、当該住宅に係る固定資産税の翌年度分が減額されます。

### 1 住宅及びバリアフリー改修工事の要件

住宅の要件～ア. 新築後 10 年以上経過した住宅

イ. 改修後の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の住宅

ウ. 次のいずれかの方が居住する住宅(賃貸住宅を除きます。)

① 65 歳以上の方

② 要介護認定又は要支援認定を受けている方

③ 障害をお持ちの方

バリアフリー改修工事の要件～令和 4 年 3 月 31 日までに次の改修工事が完了し、補助金等を除く自己負担が 50 万円を超える工事。

① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良

⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取替え

⑧ 床表面の滑り止め化

### 2 減額の期間と範囲

改修工事が完了した当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額されます。

(ただし、1 戸当り 100m<sup>2</sup>分までを限度とします。)

※減額措置の適用は一回限りです。

### 3 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、改修後 3 ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付し、申告していただく必要があります。(工事内容を示す書類は、建築士などによる証明でも可です。証明の書式に定めはありません。) 町は、工事内容等を書類で確認し、必要に応じて現地を確認させていただきます。

なお、期限内に申告できない場合や、申告方法などについてはお問い合わせください。